彦スポ協第３２号

平成30年(2018年)6月8日

　各加盟団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）彦根市スポーツ協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　小田柿　幸男

平成３０年度一般社団法人彦根市スポーツ協会表彰にかかる

被表彰候補者の推薦について（依頼）

みだしのことについて、平成３０年度一般社団法人彦根市スポーツ協会表彰の実施にあたり、下記により被表彰候補者を推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

記

１．推薦要項 別紙のとおり

２．表彰規程 別紙のとおり

３．推薦基準及び推薦調書作成上の留意事項 別紙のとおり

４．推薦調書 別紙のとおり

平成　　年　　月　　日

一般社団法人彦根市スポーツ協会

　会長　小田柿　幸男　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　推薦団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体長名　　　　　　　　　　　　印

平成３０年度一般社団法人彦根市スポーツ協会表彰にかかる

被表彰候補者の推薦について

みだしのことについて、下記のとおり推薦いたします。

記

　　（スポーツ功労者・スポーツ奨励・優秀指導者・優秀選手・優秀団体）の別

　　　※いずれかを○で囲む

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　月　　日（　　歳） |  |
| 氏　名 |  |
| 所　属 |  | 現住所 |  |
|  推薦理由（スポーツ功労者・スポーツ奨励・優秀指導者については、文章表現にしてください） |
| スポーツ功労者・スポーツ奨励・優秀指導者は、経歴もご記入ください。（○年○月～○年○月、○○年間）　・選手歴・指導歴　　・役職歴　　・審判歴　等 |

※大会、競技会等の名称は、正式名称を記入してください。

※推薦調書の提出締切は、１１月３０日（金）とします。

（一社）彦根市スポーツ協会の表彰について（推薦要項）

<表彰規程・推薦基準・推薦調書作成上の留意事項>

　　　　　　　　別　添

<表彰種別>

　　　　　　　（１）団体

（２）個人

　　　　　　　　　　　　　※小学生：努力賞　※中学生：奨励賞

<手続き方法>

　　（１）推薦母体を明確にするため、協会・連盟を経由すること。

　　　　　　市内の小・中体連及び高校・大学から直接推薦してもよい。

　　　（２）提出先　　〒521-1113　彦根市稲部町６０７－１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　彦根市商工会館内

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）彦根市スポーツ協会　事務局

　　　（３）締め切り　　平成３０年１１月３０日（金）

　　　（４）推薦調書（様式）　　別添

<表彰式>

　　　　　　　平成３１年２月９日（土）　彦根勤労福祉会館

<選考>

　　　　　　　一般社団法人彦根市スポーツ協会理事会で選考する。

　　　　　　　未加盟団体の表彰は、原則として認めない。

<その他>

　　　　　　　各団体とも該当者がないときでも、その旨必ず連絡をすること。

彦根市スポーツ協会表彰規程

第１条　　　この規程は、彦根市スポーツ協会定款第４条（６）の規定に基づき、表彰に関する必要な事項を定める。

第２条　　　この表彰は、本市体育・スポーツの普及振興に功績顕著な者、ならびに競技力向上に貢献した者に対して表彰を行い、本市体育・スポーツの振興に資することを目的とする。

第３条　　　表彰の区分および対象者は、次のとおりとする。

　（１）体育功労者賞

　　　　　本市体育・スポーツの振興に顕著な功績のあった者。

　（２）スポーツ奨励賞

　　　　　　本会加盟団体の運営・審判等に於いて、本市体育・スポーツ振興に顕著な功績　のあった者。

（３）優秀指導者賞

　　　　　　本会加盟団体で、優秀選手（団体）の育成に直接貢献した者で、今後も体育・スポーツの振興に一層の活躍が期待される者。

　（４）優秀選手（団体）賞

　　　　　　本会加盟団体の優秀な選手（団体）で、県大会以上に出場し、優秀な成績をあげた選手（団体）。

　　　　　但し、中学生については奨励賞、小学生については努力賞として表彰する。

第４条　　　本会加盟団体長は、定められた期日までに、所定の様式により、本会会長に候補者を推薦するものとする。

　　　　　スポーツ功労者賞及びスポーツ奨励賞、優秀指導者賞については、本会理事会でも推薦することができる。

第５条　　　表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、理事会において追彰を決定する。

第６条　　　表彰基準ならびに被表彰者は、理事会において決定する。

第７条　　　表彰は年１回とし、表彰式は理事会において決定する。

第８条　　　被表彰者には、賞状および記念品を授与する。

　　　　　　（１）スポーツ功労者賞、スポーツ奨励賞、優秀指導者賞には、賞状・額(記念品)を授与する。

（２）優秀選手（団体）賞には、賞状・楯を授与する。

第９条　　　スポーツ（体育）功労者として、彦根市スポーツ（体育）協会より過去に表彰を受けた者については、この規程により表彰されたものとみなし、その他の賞は、その都度この規程により表彰を行う。

第10条　　この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　附　　　　則

　この規程は、平成３０年６月８日から施行する。

推薦基準及び推薦調書作成上の留意事項

（１）推薦基準

　　　１．スポーツ功労者賞

　　　　体育・スポーツの普及振興に貢献した経歴が１０年以上で６０歳以上の者

（年齢は当該年度末の３月３１日現在）

　　　　　　但し、現在彦根市スポーツ協会の会長・副会長は除くものとする。

　　２．スポーツ奨励賞

　　　　　　本会加盟団体の大会の運営・審判等、体育・スポーツの普及振興に貢献した経　歴が１０年以上の者

３．優秀指導者賞

　　ア）指導者としての経歴が１５年以上の優秀な指導者

　　　イ）全国大会ベスト８以内に入賞または、近畿大会優勝あるいは準優勝させた実績をもつ優秀な指導者

　　ウ）県大会で３年連続（または５回以上）優勝させた実績をもつ優秀な指導者

　　４．優秀選手（団体）賞

ア）全国大会個人、団体ともベスト８以内の入賞者

　　　　　　イ）近畿大会（西日本大会を含む）個人、団体ともベスト４以内の入賞者

　　　　　ウ）同一県大会個人、団体とも２年連続優勝者

　　　　　　　　但し、４のア)、イ)、ウ)については、個人のみ前年度被表彰者で前年度よりも成績の劣っているときは、対象としない。

（２）推薦調書作成上の留意事項

　　１．各賞の年齢基準日は、平成３１年３月３１日現在とする。

　　　２．各賞の所属は、個人学生（生徒・児童）については、学校名・学年を、また、一般は会社名を記入し、団体については、学校名・連盟等を記入する。

　　３．スポーツ功労者賞・スポーツ奨励賞・優秀指導者賞

　　　　　ア）スポーツに関する活動状況等を記入すること。

　　　　　　　・主なスポーツ団体歴・選手歴等を記入すること。

・功績については、市・県等協会（連盟）における活動状況及び貢献された事項、また、特に力を入れて育成された事項等について記入すること。

　　　　　イ）指導歴については、現在までの指導の経歴・内容・成績等を記入すること。

ウ）役職歴については、市・県等の協会（連盟）の役職名と○年○月から○年○月までの期間を記入すること。

エ）受賞歴については、市・県等よりの受賞についてどこから○年○月〇〇賞受賞と記入すること。

　　４．優秀選手（団体）賞

　　　　　ア）選考基準に掲げる大会における成績等を記入すること。

・国体、総体、県体等の区分を明確にするため、開催日・開催地と第○回（平成○年度）〇〇大会（選手権大会等）の部　第○位（ベスト○）と記入すること。

・連続優勝の時は、第○回（平成○年度）以来連続○回優勝等も書き添えること。